

○川口市農政審議会条例

昭和53年3月30日
条例第64号

(設置)

第1条 農業振興に関する諸施策の計画的な推進を図るため、川口市農政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、農業基盤の整備、経営の合理化、農業基幹施設の運営等農業振興施策に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(平成10条例23・一部改正)

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 農業関係団体の役職者
- (3) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 審議会において、特別な事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成及び運営等について必要な事項は、別に規則で定める。

(幹事)

第10条 審議会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長及び委員を補佐する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月24日条例第23号)

この条例は、平成10年5月15日から施行する。